

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	病院管理課
処分の 名称	使用料等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市立新南陽市民病院使用料手数料条例第3条
基準規定	周南市立新南陽市民病院使用料手数料条例第4条;別表 周南市立新南陽市民病院使用料手数料条例施行規則第2条;別表
処分基準	上記の条例、規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	病院管理課
処分の 名称	使用料等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市介護老人保健施設使用料手数料条例第3条
基準規定	周南市介護老人保健施設使用料手数料条例第4条;別表 周南市介護老人保健施設使用料手数料条例施行規則第2条;別表第1;別表第2
処分基準	上記の条例、規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号